

令和6年度第1回秋田県社会福祉審議会
保育所専門分科会について

1 日時 令和6年11月21日（木）10時から10時40分まで

2 場所 オンライン（Webex）

3 出席委員

大友潤一委員、佐藤可奈子委員、須田広悦委員
瀬尾知子委員、高橋めぐみ委員

4 議事概要

・議案第1号 専門分科会会長及び副会長の選任について

役職	氏名
会長	瀬尾 知子 委員
副会長	大友 潤一 委員

・議案第2号 保育所の設置認可について

諮問	認可権者	所在地	施設名称	審議結果
第1号	横手市長	横手市	さんない保育園	認可すべきもの

・その他 国の基準省令改正に伴う報告について

詳細は、別紙議事要旨のとおり

別紙

令和6年度 第1回秋田県社会福祉審議会保育所専門分科会議事要旨

1 日 時 令和6年11月21日（木） 午前10時から午前10時40分

2 場 所 オンライン（Webex）

3 出席者

（委員・臨時委員）

大友潤一委員、佐藤可奈子委員、須田広悦委員、瀬尾知子委員、高橋めぐみ委員

（事務局）

秋田県教育庁幼保推進課

新号課長、安田調整・企画チームリーダー、武石指導チームリーダー、

菅原副主幹、栗田主査

4 概 要

（1）開会

（2）事務局長あいさつ

◎事務局長（秋田県教育庁幼保推進課 新号課長）

本日はお忙しい中、お集まりをいただき、ありがとうございます。また、この度の社会福祉審議会委員の改選に当たり、御多用のところ就任をお引き受けくださり、厚くお礼申し上げます。

今回の委員改選では、新たに高橋委員に御就任いただいております。高橋委員をはじめ、御就任いただきました委員の皆さまには、本年10月1日からスタートし、令和9年9月30日までの3年間の任期において、県内の保育所の設置認可等に関しまして、御意見等をいただくこととなりますが、県内の保育環境をよりよいものとするためにも、御指導、御協力くださいますようお願いいたします。

さて、本日の会議は委員改選後、初めての開催となりますので、議事については、始めに当分科会の会長及び副会長の選任の議案を御審議いただきます。次いで、横手市から諮問された公立園の「さんない保育園」の民営化に伴う保育所の設置認可について、御審議をいただくことにしております。委員の皆さまからは、それぞれのお立場で忌憚のない御意見等をいただけますと幸いです。

議事に次いでは、その他としまして、国の基準省令改正に伴う御報告をさせていただきます。昨年度の当分科会において「秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正」を報告しておりますが、本年6月の県議会において可決され、7月12日から改正後の条例が施行されております。この条例では、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が、本県の保育所の基準として適用されることになっておりますが、国の基準が改正見込みであることから、その概要を今回報告し、その対応等について御意見等をいただきたいと考えております。

本日は、オンラインでの開催となりますが、どうかよろしく願いいたします。

(3) 出席者紹介

事務局より、委員、横手市職員及び事務局を紹介する。

(4) 議事

事務局より定足数確認について報告する。

6名中5名の出席で、過半数の出席で定足数を満たしているため、秋田県社会福祉審議会運営要綱第6条第5項の規定により、本日の審議会が成立することを確認する。

【議事】 議案第1号について、事務局の進行により審議を進める。

① 議案第1号 専門分科会長及び副会長の選任について

【会長の選任】 会長の選任について、事務局の進行により審議を進める。

◎司会（事務局）

議案第1号専門分科会会長と副会長の選任についてです。

秋田県社会福祉審議会条例第7条第2項の規定により、専門分科会の会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定めることとなっております。専門分科会会長には、会議の議長を務めていただくほか、審議内容を、社会福祉審議会でも報告していただきます。専門分科会の会長について、推薦や立候補はありますか。

○大友委員

瀬尾委員を推薦します。瀬尾委員は、秋田大学教育文化学部の准教授でいらっしゃいますが、有識者として教育・保育についての知見をお持ちであることや、前期における本分科会会長の実績もごございますので、今期においても専門分科会の会長にふさわしいと考えます。

◎司会（事務局）

ただいま、瀬尾委員を専門分科会長へ推薦する声でしたが、他に推薦や立候補はございますか。

【推薦・立候補なし】

ないようですので、推薦のありました瀬尾委員へ会長をお願いすることで、委員のみなさまはよろしいでしょうか。

【委員全員が「○」を表示】

◎司会（事務局）

委員のみなさまから御了承をいただきましたが、瀬尾委員はお引き受けいただけますでしょうか。

○瀬尾委員

謹んでお引き受けいたします。よろしく願いいたします。

◎司会（事務局）

それでは、瀬尾委員に専門分科会長をお願いいたします。瀬尾会長には、就任に当たりまして、一言、御挨拶をお願いします。

○瀬尾委員

この度、会長に選任されました瀬尾と申します。少子化が喫緊の課題となっている現在、地域の保育の受け皿となる保育所を審議する、この専門分科会の会長という大役を仰せ付かり責任の重さを感じております。

本審議会は、保育所の設置認可等について、調査審議する合議制の機関としての役割を担っており、委員の皆様がそれぞれの専門性を生かして、意見を出し合い、集団で意思決定を行うこととなります。県が認可や命令の判断を下す際、その過程に透明性や公平性が保たれるよう、専門分科会としての役割を務めて参りたいと考えています。委員の皆様からの御協力を仰ぎながら審議を進めて参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

審議会での議論が秋田県の保育行政に寄与することを願って、精一杯尽力させていただきますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。以上をもちまして、就任の挨拶とさせていただきます。

◎司会（事務局）

ありがとうございました。秋田県社会福祉審議会運営要綱第6条第2項の規定に基づき、専門分科会長が議長を務めることになっております。これより、会議の進行は、瀬尾会長にお願いします。御準備ができましたら、議事の進行をお願いします。

【副会長の選任】副会長の選任について、瀬尾会長の進行により審議を進める。

◎議長（瀬尾会長）

ここからは私が議事を進めてまいります。引き続き、副会長の選任について議案とします。秋田県社会福祉審議会運営要綱第4条の規定に基づき、委員及び臨時委員の互選により専門分科会副会長を1人置くことになっています。専門分科会副会長には、会長に事故があるときに職務を代理していただくこととなります。副会長について、推薦や立候補はありますか。

それでは、私から、大友委員を推薦します。大友委員は、秋田県保育協議会の会長であり、

保育所の運営にも携わっていらっしゃいます。また、前期においても副会長として務めていただいた実績がございますので、会長の代理として社会福祉審議会での報告の代行及び、会長の補佐として副会長の職にふさわしいと考えますが、いかがでしょうか。

御意見等ないようですので、大友委員へ副会長をお願いすることで、委員のみなさまはよろしいでしょうか。

【委員全員が「○」を表示】

◎議長（瀬尾会長）

委員のみなさまから御了承をいただきましたが、大友委員はお引き受けいただけますか。

○大友委員

謹んでお引き受けいたします。どうぞよろしく願いいたします。

◎議長（瀬尾会長）

ありがとうございます。副会長としてよろしく願いいたします。以上で会長、副会長が決定しましたので議案第1号を終了します。

② 議案第2号（諮問第1号） 保育所の設置認可について（非公表）

③ その他 国の基準省令改正に伴う報告について

◎議長（瀬尾会長）

その他について、事務局より説明を求めます。国の基準省令改正に伴う報告について説明してください。

□事務局（秋田県教育庁幼保推進課 栗田主査）

資料により説明。

◎議長（瀬尾会長）

今の説明について、御不明な点や御意見等がありましたらお願いします。

特に御意見等無いようですが、よろしいでしょうか。基準省令の改正が行われたときは、本分科会にその改正に伴う条例改正の有無等を報告していただくことになっておりますが、今回の報告は、基準省令の一部改正案を基に行っております。今後公布される基準省令の一部改正が改正案のとおり行われた場合には、本分科会への報告は不要にしたいと思っておりますがいかがでしょうか。特になければ、そのようにさせていただきます。

その他については以上となります。

これで本日の議事は終了しましたので、進行を事務局へお返しします。

(5) その他

事務局からの事務連絡を伝えた。

(6) 閉会

以上

保育所の設備及び運営に関する基準の一部改正予定について

令和 6 年 1 1 月 2 1 日

秋田県教育庁幼保推進課

1 趣旨

この度、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 53 号）により、栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）が改正され、栄養士免許を取得しなくても管理栄養士となることが可能となったことから、栄養士が行うこととされる職務について、管理栄養士も行うことができることとする児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「基準省令」という。）の一部改正が行われる予定である。

本県における保育所の設備及び運営に関する基準については、秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 6 年秋田県条例第 56 号）第 3 条の規定により、同条例に定めるもののほか、基準省令に定めるものをもってその基準とすることとされていることから、改正後の基準省令の規定が本県の基準として適用されることとなる。

2 改正内容

満 3 歳以上の幼児に対する食事の提供を保育所外で調理し搬入する方法により行う際に求めている「栄養士による必要な配慮」について、「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」とする（別紙「新旧対照条文（見込み）」のとおり）。

3 施行期日等

- ・ 公布日 令和 6 年 1 1 月（予定）
- ・ 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

4 改正に係る対応について

- ・ 本改正は、他法令の改正に伴う技術的なものであり、事業者への実務上の影響はないものと想定されることから、基準省令の一部を改正する内閣府令の公布後の社会福祉審議会保育所専門分科会及び県議会への報告や県民意見提出手続（パブリックコメント）は行わないこととする。
- ・ 本改正の内容については、基準省令の一部を改正する内閣府令が公布され次第、市町村を通じて保育所等に周知する。

別紙 新旧対照条文（見込み）

改正後	改正前
<p>（保育所の設備の基準の特例）</p> <p>第三十二条の二 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第十一条第一項の規定にかかわらず、当該保育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士による必要な配慮</u>が行われること。</p> <p>三～五 略</p>	<p>（保育所の設備の基準の特例）</p> <p>第三十二条の二 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第十一条第一項の規定にかかわらず、当該保育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士による必要な配慮</u>が行われること。</p> <p>三～五 略</p>